

みなべ町長期総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みなべ町長期総合計画を立案するため、審議会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の長期総合計画に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 諸団体の代表者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会には、会長 1 人、副会長 2 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 審議会の事務を処理するため、企画管財課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する